(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7 年 6 月 19 日

(宛先) 松本市長

住 所 長野県松本市笹部1-3-6

氏 名 甲信アルプスホーム株式会社 代表取締役社長 塚田 雅彦

連絡先(電話) 0263-28-3131

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第64条第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、この書面を添えて提出します。

事	手業場の名称	甲信アルプスホーム株式会社
事	耳業場の所在地	長野県松本市笹部1-3-6
計	上 画 期 間	令和7年4月1日~令和8年3月31日
当該	核事業場において現に行	」っている事業に関する事項
	①事業の種類	建設業
	②事業の規模	866百万円
	③従 業 員 数	40名
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	・ガラス、陶磁器、コンクリートくず→破砕→再生利用 ・廃プラスチック→破砕→再生利用 ・金属くず→破砕→再生利用 ・繊維くず→破砕→再生利用 ・木くず→破砕→再生利用 ・紙くず→破砕→再生利用

産業	達廃棄物の処理に係る 管	管理体制に	関する	事項		
	(管理体制図)					
	別紙管理体制図のとお	31)				
	 蜂棄物の排出の抑制に	 こ関する事	 事項			
		【前年	.度(令和 6	年度)実績】	
			<u>α</u> 軽棄物σ		別紙のとおり	
		排 	出	量	768.35 t	t
	①現状	I '		施した取		
				、推進の対象 易排出量を打	象エリアを更に拡大する事に 抑制した。	こより木材投入量を削減し、
		2) 屋根村	・軒天台	が板・断熱村		リアを更に拡大する事により
		3)現場投	と入量の肖	刂減策を検討	討し、試行した。	
				位や拾い	基準の見直しにより排出量 <i>6</i>	り削減を推進した。
		【目標			m.11.00 - 3 - 3 - 3 - 3	
		産業隊	を棄物の)種類 ————	別紙のとおり	
		排	出	量	752 . 00 _t	t l
		(今後生	施する	 予定の取	•	
	②計画		.л <u>е</u> у о	1 10041	()\u00e41	
		1) 05	プレカ	ットを継	締して宝梅する事に }	- :り木材投入量を削減し、結果
		として現	場排出	量を抑制	する。	
						:る排出量の削減を推進する。 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
				ハット 抑制する		
産業	達廃棄物の分別に関する	る事項				
		(分別し	ている	産業廃棄	物の種類及び分別に関	引する取組)
	①現状	<袋詰め排	出>①廃石膏	ボード②廃プラ		指導・徹底を行った。 ⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他) <
					のうえ束ねる)⑧段ボール 定める手順の遵守、分別排出の推進を指	導した。また、特定品目の再資源化施設への処理委託を
		H	·別する	予定の産	業廃棄物の種類及び分	↑別に関する取組)
	②計画				とに分別し排出する。	②その州 (ガラフ陶が兜ノギ コンカロ しばニルン・
		東ねて排出>⑦	長尺材(ラン 廃棄物は建設	バー等はカット	のうえ束ねる)⑧段ボール	⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他) < また、特定品目(木くず、コンクリート)の再資源化施

自ら	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
		【前年度(年度)実績】					
		産業廃棄物の種類					
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 t	t				
		(これまでに実施した取組)					
		【目標】					
		産業廃棄物の種類					
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 t	t				
	②計画	(今後実施する予定の取組)	·				
自ら	ら行う産業廃棄物の中 	間処理に関する事項					
		【前年度(年度)実績】					
		産業廃棄物の種類					
		自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量 t	t				
	 ①現状	自ら中間処理により減量した	·				
		産業廃棄物の量 t (これまでに実施した取組)	t				
		(これのなどに大地の)に状態が					
		【目標】					
		産業廃棄物の種類自ら熱回収を行う					
		産業廃棄物の量 t	t				
	 ②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量 t	t				
		(今後実施する予定の取組)					

自ら	っ行う産業廃棄物の埋立	処分又は海洋投入処分に関する事項
		【前年度(年度)実績】
	①現状	産業廃棄物の種類
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量 t t
		(これまでに実施した取組)
		【目標】
		産業廃棄物の種類
	②計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行うtt産業廃棄物の量tt
		(今後実施する予定の取組)
産業	 廃棄物の処理の委託に	関する事項
		【前年度 (令和 6 年度) 実績】
		産業廃棄物の種類 別紙による
		全処理委託量 768.35 _t t
		優良認定処理業者への 処理委託量 416.08 t t
		再生利用業者への
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量 t t
	①·玩·沃	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への t t t t 処理委託量 t t t t
		(これなどに天地し7と4X和L) 1)産業廃棄物の処理は、委託契約を締結した収集運搬業者と処理処分業者のみに委託することを徹底している。 2)廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理の工程を把握するため廃棄物処理体制表を作成。処理ルートの変更があった場合は委託契約の変更等、必要な手続きを速やかに行った。 3)廃棄物管理票(マニフェスト)により、最終処分までの工程の確認を行った。 4)新築系においては可能な限り袋詰め分別を行い、解体系においては現場での分別排出(解体)及び再資源化施設での処理委託を推進した。 5)委託契約先処理施設の現地確認を行い、委託に適する業者か否か確認した。

(第5面)

		【目標】						
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり					
		全処理委託量	752.98 t	t				
		優良認定処理業者への 処理委託量	407.76 t	t				
		再生利用業者への 処理委託量	682.55 t	t				
	0 ₹.æ	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t				
	2計画	│ 認定熱回収業者以外の │ 熱回収を行う業者への						
		処理委託量	t	t				
		(今後実施する予定の取組)						
		業者のそれぞれ個別に書面に 2)処理の工程の確認は、廃 3)新築系においては可能な 出(解体)及び再資源化施設で 4)委託契約先処理施設の現	より委託基本契約を締結する 棄物管理票(マニフェスト) 限り袋詰め分別排出を行い、 の処理委託を推進する。	により行う。 解体系においては現場での分別排				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

「実績」欄:前年度産業廃棄物排出量 【 令和7 】年度産業廃棄物処理計画書(産業廃棄物の実績及び計画の量) (単位: t) 「計画」欄:当年度産業廃棄物排出量の目標値

_			1/ 1 -	F 支性素	発果物処	, 理計 画			た 傾及ひ	計画の量	:)			(単位:					性 未 用来	別排出量(グ	日际但
							自ら行う	中間処理								処理の委託に	関する事項	頁			
産業		総排	出量	自ら再生行った(E利用を 行う)量	自ら熱回収を行った(行う		自ら中間処理した(する)		自ら埋立 海洋投 <i>〕</i> 行った((処分を	全処理		優良認定処理 への処理委託	 業者 舌量	再生利用業者 処理委託量	 fへの	認定熱回収 への処理委割	*************************************	認定熱回収業 回収を行う業 委託量	 (者以外の熱 (者への処理
	産業廃棄物の種類	自ら直接再生等を含めた事る産業廃棄物	E利用した量 事業場におけ 物の合計量	自ら直接再生 と自ら中間処 後に再生利用	心理を行った			中間処理前の 処理後の量を)量から中間 引いた量	自ら直接埋立処分する量と 理した後に自 洋投入処分す	I・海洋投入 ∶自ら中間処 目ら埋立・海 ける量	自社内で処理 接委託した量 処理した残さ 理業者に委託 る量	型を行わず直 量と自ら中間 5量のうち処 €して処理す	優良認定処理物の処理及で る法律施行令 第2号に該当	里業者(廃棄 が清掃に関す ☆第6条の11 áする者)	中間処理後、 れている場合 (委託先から 売却等される む。)	別の業者に 場合を含	認定熱回収が (廃棄物の外 に関する法律 の3第1項の た者)	施設設置者 処理及び清掃 津第15条の3 D認定を受け	認定熱回収が 外の熱回収を 処理業者への 託量	画設設置者以 三行っている)焼却処理委
		(D	2+8		(5)		7		3+9		10		1	D	12	2	(3)		14)	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
	1 燃え殻																				
	2 汚泥																				
法	3 廃油																				
油	4 廃酸																				
1=	5 廃アルカリ																				
	6 廃プラスチック	63.32	62.05									63. 32	62.05			63.32	62.05				
	1 紙くず	31.95	31, 31									31.95	31, 31			31.95	31, 31				
	2 木くず	252. 07	247. 03									252. 07	247. 03			252. 07	247. 03				
	3 繊維くず	0.84	0.82									0.84	0.82			0.84	0.82				
	4 動植物性残さ																				
	5 ゴムくず																				
	6 金属くず	15.59	15. 28									15.59	15. 28	15. 59	15. 28	15. 59	15. 28				
政	7 ガラスくず・コ ンクリートくず及び 陶磁器くず	27.4	26. 85									27. 4	26. 85	23. 9	23. 42	15. 45	15. 14				
令	8 鉱さい																				
	9 がれき類	321.75	315.32									321. 75	315.32	321.75	315.32	305.47	299.36				
	10 家畜ふん尿																				
	11 家畜の死体																				
	TZ 動物系固形不要 物																				
	13 ばいじん																				
	14 処分するために 処理したもの																				
	混合廃棄物	55. 43	54. 32									55. 43	54.32	54.84	53. 74	11. 79	11. 55				
	合 計	768.35	752.98	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	768.35	752.98	416.08	407.76	696.48	682.55	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量【記載方法】

- ・産業廃棄物の種類ごとに、当てはまる欄の左側に前年度実績(現状)の量を、右側に本年度計画(目標)の量を、それぞれ記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、「全処理委託量」欄へ記入した後、右欄にそれぞれの量を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った(行う)量」の欄は、「自ら直接再生利用した量」と「自ら中間処理した後再生利用した量」を合算して記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量」は、「自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量」と「自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量」を合算して記載してください。

一産業廃棄物処理計画一 【基本方針】<2025 年度(令和7年度)>

I. 当該事業場の事業概要

事業場名	甲信アルプスホーム株式会社
所在地	長野県松本市笹部1-3-6
事業場従業員数	40名
資本金	5000万円
設 立	昭和61年4月11日

今年度重点管理方針及び目標

イ. 環境目的・目標に掲げた「新築系産業廃棄物処理処分量削減」達成のために、 諸策を実施する。

※処理処分量とは、発生量にリサイクル率を反映したもの

【新築系】新築工事より発生する廃棄物処理処分量削減、リサイクルを推進する。

<優先品目> 梱包材、石膏ボード、木くず

<目 標> 廃棄物処理処分量 8.90 m³/棟(45 坪換算) ≪2026 年度 8.90 m³/棟を目指す≫

【解体系】リサイクルを更に推進する。

<優先品目> 木くず、コンクリート

<目 標> 木くず再資源化等率 100%、コンクリート再資源化 98%

ロ. 廃掃法による排出事業者責任強化に対応するため廃棄物の適正処理をより推進する。 <目 標> 1.マニフェスト情報管理システムの定着により、処理ルートの指定、 最終処分までの確認を着実に行う。

2.委託契約先処理施設の現地確認を行う。(処理処分委託契約業者)

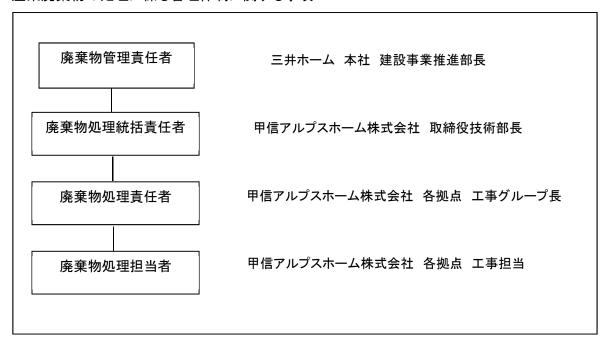
3.電子マニフェストシステムの運用率向上を図る。

Ⅱ. 処理計画の策定事項

1. 計画期間

2025(令和7)年 4月 1日~2026(令和8)年 3月 31日

2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



廃棄物管理責任者							
職位	三井ホーム本社 建設事業推進部長						
権限	産業廃棄物に関する業務の責任者として、三井ホーム部・支店及びFC会社の 業務遂行を指揮・管理する。						

廃棄物:	廃棄物処理統括責任者					
職位	三井ホーム各事業本部の建設事業部長、支店長、及び FC会社技術責任者					
権限	廃棄物処理に関する三井ホーム部・支店及びFC会社の最高責任者として、部下を指揮・監督し、業務執行を統括する。					

廃棄物処	廃棄物処理責任者					
職位	MH 建設事業部生産グループ長・施工グループ長、オーナーサポート部技術室長・リフォーム営業室長、及び FC 会社技術責任者もしくは廃棄物処理統括責任者が任命する者					
権限	部下を指揮・監督し、廃棄物処理に関する業務を遂行する。					

廃棄物処	廃棄物処理担当者					
職位	三井ホーム部・支店・FC会社工事担当者・オーナーサポート担当者・リフォーム担当者					
権限	廃棄物処理責任者の命を受け、廃棄物処理に関する業務を遂行する。					

ハ. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

- 1) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進する。
- 2) 造作材プレカット・省梱包化・養生材の再利用の検討をし、実施する事で現場排出量を抑制する。
- 3) 現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化する事で現場排出量を抑制する。

二、産業廃棄物の分別に関する事項

1)新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出する。 <袋詰め排出>①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず ⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他)

<束ねて排出>(7)長尺材(ランバー等はカットのうえ束ねる)(8)段ボール

2)解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順を遵守し、分別解体を行う。 また、特定品目(木くず、コンクリート)の再資源化施設への処理委託を行う。

ホ. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- 1) 現場での分別排出を徹底する事により再生利用を促進する。
- 2) 段ボール等を有価材再生事業者へ委託し、リサイクルを推進する。
- 3) 有用な木材の自主回収を促進し、マテリアルリサイクルを推進する。
- 4) 廃棄物処分業者への委託に際し、リサイクルへ向かう処理ルートを優先・指示する。
- 5) 廃石膏ボードを石膏ボードメーカーへ持ちこみリサイクルを推進する。

へ. 産業廃棄物の処理に関する事項

- 1) 産業廃棄物の収集運搬、処理処分を委託する場合には、事前に収集運搬業者と処理処分業者のそれぞれ個別に書面により委託基本契約を締結する。
- 2)処理の工程の確認は、廃棄物管理票(マニフェスト)により行う。
- 3) 新築系においては可能な限り袋詰め分別排出を行い、解体系においては現場での分別排出(解体)及び再資源化施設での処理委託を推進する。
- 4) 委託契約先処理施設の現地確認をおこなう。 中間処理場・リサイクル施設および積替え保管場所一年1回 最終処分場-3年に1回